

受 付	抽 選

令和3年(2021年)2月27日 付  
(申込日)令和3年(2021年) 月 日

【美術ギャラリー用】(展示室1・2・3の1室または2室利用 ※展示室3は半室利用可能)

## 枚方市総合文化芸術センター施設使用 抽選会参加申込書

(宛先)

枚方市総合文化芸術センター開館準備業務委託受託者 アートシティひらかた共同事業体  
別紙記載の注意事項を遵守し、次のとおり抽選会参加申込をいたします。

住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

申込者 団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

※抽選結果を送付しますので、必ず送付可能な住所・氏名を記載して下さい。

確認後、レ点を入れて下さい。→ 別紙①注意事項を確認しました。

■希望日(第1~4希望まで)をご記入下さい。(○をつけて下さい。)		☑期間はご利用できません。						
	10/5(火) ~11(月)	10/12(火) ~18(月)	10/19(火) ~25(月)	10/26(火) ~11/1(月)	11/2(火) ~8(月)	11/9(火)~ 15(月)	11/16(火) ~22(月)	11/23(火) ~29(月)
展示室	1 2 3 A B	1 2 3 A B	1 2 3 A B	1 2 3 A B	1 2 3 A B	1 2 3 A B	1 2 3 A B	1 2 3 A B
第1希望	/	/	/	/	/	/	/	/
第2希望	/	/	/	/	/	/	/	/
第3希望	/	/	/	/	/	/	/	/
第4希望	/	/	/	/	/	/	/	/

使用内容をご記入下さい。

使用内容	
------	--

他に予約希望施設がある場合、ご記入下さい。(○をつけて下さい。)

使用施設 (本館)	<input type="checkbox"/>	リハーサル室1	<input type="checkbox"/>	創作活動室1	<input type="checkbox"/>	マルチスペース1
	<input type="checkbox"/>	保育室	<input type="checkbox"/>	創作活動室2	<input type="checkbox"/>	マルチスペース2
	<input type="checkbox"/>	施設前広場	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
備考						

## 予約・利用にあたって

- (1) 令和3年3月31日までは仮申込期間中のため、使用申請及び使用料の納入はできません。令和3年4月1日以降、使用申込（本申請）が可能となります。
  - (2) 令和3年4月1日～令和3年5月31日までに窓口（現・メセナひらかた会館1階事務室）へお越しの上、本申請を行い、使用の許可を受けると同時に施設使用料を納付してください。施設使用料納付と引き換えに、「使用許可書（兼領収書）」を発行します。
  - (3) ホール利用の場合、日程が近くなりましたら、施設の利用当日に向けた打ち合わせや、下見対応が随時可能となるよう準備をいたします。
  - (4) 利用当日は催事終了後に設備使用料等を納付いただきます。
- ※必要書式等は、準備ができ次第、ホームページ上に掲載します。

## 注意事項

- (1) 申込初日（抽選）に参加できるのは、1団体1公演（催事）での申込みが可能です。同一目的で複数の申し込みはできません。
- (2) 申込団体しか使用できません。使用权の譲渡はできません。
- (3) 同一団体(同一人物)の連続使用は5日間まで可能です。
- (4) 休館日は利用できません。（ギャラリーの搬入は除く。）
- (5) 利用時間には搬入・準備/設営・片付け・撤収の時間も含まれています。時間内に退出できるよう計画ください。
- (6) 保守点検や、市や指定管理者が主催する事業で、すでに申込みいただけない日があります。
- (7) 備品予約についても、原則、先着予約となります。ピアノ・所作台・バレエ用リノリウム等は特にご留意ください。
- (8) 申込み対象施設と同じ区分であれば、他施設の申込みも可能です。重複しない区分は申込みいただくことができません。
- (9) 施設別に設定された申込期間の優先権を乱用する形での、施設の一部辞退はできません。
- (10) 申込初日に仮申込みされた施設の利用を辞退された場合、辞退日の翌々月の抽選会での再申込が可能です。
- (11) イベントホール・リハーサル室において、重低音を伴う演奏(ロックバンド演奏、和太鼓など)を行う場合は、利用を制限していただく場合があります。
- (12) 以下ご使用できない催事の場合、取り消すことがあります。
  - ・公の秩序又は善良風俗を害するおそれがあると認めるとき。
  - ・センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
  - ・管理運営上支障があると認めるとき。